

西宮市工業用水道事業の紹介

○事業の主旨

西宮市の工業用水道は、市南部大阪湾岸地域の地盤沈下対策として、沈下の主原因である工場の過剰な地下水くみ上げを規制するため、それにかわる用水を確保し、給水をする必要から計画され、昭和39年4月から南部一帯の工場へ給水を開始した。

給水開始以降、地下水から工業用水道への転換が促進され、地盤沈下は昭和50年度以降ほとんど停止の状態となっており、工業用水道の布設の目的を達成している。

○事業の経緯

昭和37年4月に第1期事業に着手、淀川を水源として神戸市と共同で取水・導水施設を建設、市内鯨池浄水場に日量3万m³の給水能力を持つ処理施設を設け、昭和39年4月から南部一帯の工場へ給水を開始した。

第1期事業着工後、工業用水法が改正され、くみ上げ規制の強化による既設井戸の強制転換に対応するため、さらに高度経済成長時代における水需要の増大に対処するため、昭和38年4月に第2期事業に着手した。この水源も同じく淀川に求め、尼崎市、伊丹市と3市共同で取水・導水施設を建設、市内中新田浄水場に日量5万m³の処理施設を設け、昭和43年1月から給水を開始した。この事業の完成により、本市の工業用水道事業の給水能力は日量8万m³となった。

昭和39年、阪急電鉄神戸線以南が工場等の制限指定地域となり、加えて昭和47年に工業再配置促進法による移転促進地域に指定された。さらに、オイルショック以降の社会経済情勢の変化により、工場規模の縮小、市外移転による用水型企業の減少と、減量経営等による工業用水の積極的な再利用など水利用の合理化が進み、工業用水の使用量は昭和48年度をピークに漸減の傾向をたどってきた。このように需要水量の減少が予想されたため、琵琶湖開発事業の平成3年度概成を機に、日量3万m³の第1期施設を上水道に譲渡し、同時に給水能力の変更を行い、平成4年4月から第2期施設（日量4万7,000m³）で工業用水道事業を実施している。

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では工業用水道施設も大きな被害を受けたが、平成8年3月に復旧工事が完成した。平成8年度から17年度までの10カ年計画で第2期施設の改築事業を実施し、地震に強い施設作りを進めた。

○ユーザーの概要

(平成19年3月末)

業種	給水件数	契約水量 (m ³ /日)
食料品	9	6,344
飲料・たばこ・飼料	6	19,260
窯業・土石製品	6	710
その他	32	8,924
計	53	35,238

○工業用水道施設の概要

1府5市（大阪府、大阪市、神戸市、尼崎市、伊丹市及び西宮市）の共同施設である一津屋取水場より取水し、3市（尼崎市、伊丹市及び西宮市）の共同施設である園田配水場を経由し、市内中新田浄水場に導水している。

中新田浄水場で沈でん処理を行った後、阪急電鉄神戸線以南の区域へ給水しており、給水能力は日量4万7,000m³となっている。

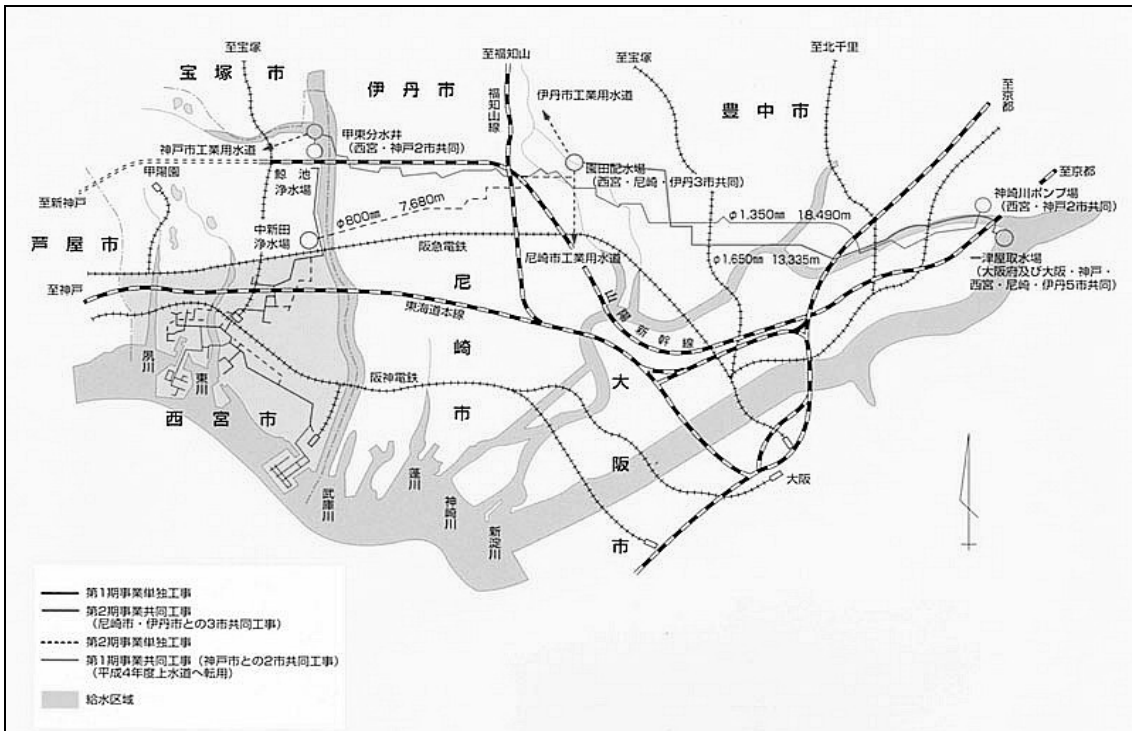
○事業の特徴

平成17年3月より、近畿地方では初となる工業用水道浄水場の包括委託を実施している。

○西宮市水道局のホームページアドレス

<http://suidou.nishi.or.jp/>

給水区域図





- 第1期事業単独工事
- 第2期事業共同工事 (尼崎市・伊丹市との3市共同工事)
- 第2期事業単独工事
- 第1期事業共同工事 (神戸市との2市共同工事) (平成4年度上水道へ転用)
- 給水区域